

道路照明灯設置基準

道路照明灯とは、道路交通の安全を確保するために設置するものです。設置場所としては、下記のとおりです。

- (ア) 信号機の設置された交差点を始めとする重要交差点及び交通量が多い横断歩道
- (イ) 夜間交通事故多発場所
- (ウ) 橋梁
- (エ) 幅員が急激に変化する場所
- (オ) 道路の見通しの悪い屈曲部
- (カ) 踏切
- (キ) 勾配の急な坂道
- (ク) 大規模な公共施設に接続する道路の部分
- (ケ) 道路構造上、道路照明灯を必要とする特別な状況にある場所



※設置場所によって照明灯の大きさが異なります。